

発議案第13号

保育士不足の解消へ向けて大幅な処遇改善を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年6月21日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
	同	伊 原 忠	㊟
	同	三 田 登	㊟
	同	高 山 敏 朗	㊟

提案理由

国に対し、保育士不足の解消へ向けて大幅な処遇改善を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

保育士不足の解消へ向けて大幅な処遇改善を求める意見書

待機児童の解消は、保育施設の不足だけではなく、施設があいていても保育士が足りないため、子供を受け入れることができないという保育士不足も大きな原因になっている。

この原因は、保育士の賃金の低さや労働条件の厳しさにある。賃金では、全産業に比べ月額で10万円程度低いことが国会でも明らかにされ、また、今の職員配置基準では保育士が十分な休暇や休憩をとれず、疲労が回復できない状況となっている。

このような状況のため、働き続けることができず、多くの保育士がやめていく事態が進行している。資格を有する保育士は、現職の保育士の2倍程度存在するとされているが、賃金を全産業の平均にすることや実態に見合う職員配置基準を実現することなしには、保育士不足は解決しない。

よって、本市議会は国に対し、保育士不足の解消へ向けて大幅な処遇改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様